

品川区乳児健康診査実施要綱

制定 昭和 62 年 3 月 25 日 区長決定

昭和 62 年 4 月 要綱第 21 号

改正 平成 9 年 1 月 要綱第 3 号

改正 平成 11 年 7 月 要綱第 98 号

改正 平成 12 年 3 月 要綱第 53 号

改正 平成 16 年 3 月 要綱第 38 号

改正 平成 21 年 3 月 要綱第 57 号

改正 平成 27 年 3 月 要綱第 23 号

改正 令和 3 年 2 月 要綱第 17 号

改正 令和 3 年 2 月 要綱第 17 号

改正 令和 6 年 3 月 要綱第 129 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、4 か月児に対する健康診査（以下「健診」という。）を行い、その
護者保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳児の健全な育成を図ることを目
的とする。

(実施機関)

第 2 条 健診の実施機関は、次に掲げる実施機関とする。

- (1) 品川、大井および荏原の各保健センター（以下「センター」という。）
- (2) 一般財団法人品川区医師会または一般財団法人荏原医師会に加入し、本要綱に
よる健診に協力する医療機関前項第 2 号に定める医療機関は、第 4 条第 2 号に
定める個別健診を行う場合に限り、健診の実施機関とする。

(対象)

第 3 条 乳児に対する健診の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる者とす
る。

- (1) 品川区に住所を有する乳児
- (2) 実施時期において生後 3 か月をこえ、生後 6 か月に達しない乳児
- (3) その他区長が必要と認める者

2 センターの所長（以下「所長」という。）は、次により対象者の把握に努めるものと
する。

- (1) 出生通知票
- (2) 住民基本台帳
- (3) その他関係資料

(実施方法)

第4条 実施方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

(1) 乳児前期健診

毎月健診日を定め、センターにおいて年間を通じて行う方法

(2) 個別健診

感染症の流行等により区長が必要と認める場合において、対象者の家族に基礎疾患を有する者がいること等により、第2条第2号に定める実施機関において健診を希望する対象者に対して、当該実施機関において行う方法

(健診内容)

第5条 健診内容は次のとおりとする。

(1) 問診

(2) 身体測定

(3) 診察

(4) 保健指導

(事後措置)

第6条 実施機関は、健診の終了後、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める措置を行うものとする。

(1) センターで健診を実施したとき 次に定める措置

ア 要治療者に対しては、専門医療機関等での受診を勧奨する。

イ 要精密健診者に対しては、乳児精密健康診査受診票（第1号様式）を交付し、契約医療機関での受診を勧奨する。

ウ 要経過観察者に対しては、適宜来所を求めて経過観察健診を行うほか、訪問等により指導する。

(2) 第2条第2号に定める実施機関で健診を実施したとき 次に定める措置

ア 要治療者および要精密健診者に対しては、専門医療機関等での受診を勧奨する。

イ 要経過観察者に対しては、適宜来所を求めて経過観察健診を行うほか、訪問等により指導する。

2 前項各号に掲げる場合のほか、所長は、未受診者に対しては、受診勧奨、訪問等により適切な保健指導を行う。

(記録)

第7条 健診結果および指導事項は、親子健康手帳(母子健康手帳)および4か月児健診健診票に記録する。また事業実施状況は乳児健診実施記録を作成し、保存しておく。

(報告)

第8条 所長は、健康推進部長に本事業の実績について、地域保健事業報告、母子保健事業報告により報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。